



鳥取県公報

令和6年7月26日（金）
号外第66号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（455）（通商物流課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
-------	--	---

告 示

鳥取県告示第455号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
県内企業海外展開状況調査
- 2 調査の目的
鳥取県内の企業に対し、海外展開の現状及び課題並びに今後の意向等を把握し、県内貿易支援機関による有効な海外展開の支援の実施に必要な基礎情報資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内全域の事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 輸出及び輸入の実績並びに今後の計画
 - イ 海外展開の実績及び今後の計画
 - ウ 貿易及び海外進出・展開における課題
 - エ 境港の利用
 - オ 外国人材の受入れ
 - (2) その基準となる期日又は期間
令和6年7月末日時点とする。ただし、(1)のアの事項については令和5年1月1日から同年12月31日までとする。
- 5 報告を求める者
過去に鳥取県が実施した県内企業海外展開状況調査等で海外展開を行っている又は検討していると回答した事業所のうち、海外展開を行っている又は行うことができると見込まれる事業所から抽出した約700事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法、鳥取県のホームページから調査票をダウンロードし電子メールで返信させる方法又はとっとり電子申請サービスにより回答させる方法
- 7 報告を求める期間
令和6年7月下旬から8月末日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。